

騒音規制法・振動規制法

表1 特定施設(日本標準商品分類を基に分類しています。)

騒音	振動
※1 金属加工機械 イ 圧延機械(定格出力の合計が 22.5kw 以上) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式、定格出力 3.75kw 以上) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力 294 キロニュートン以上) ヘ セン断機(定格出力 3.75kw 以上) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式を除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	※1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(定格出力1kw 以上) ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン(定格出力 37.5 kw 以上)
2 空気圧縮機及び送風機(定格出力が 7.5kw 以上)	2 圧縮機(定格出力 7.5 kw 以上)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kw 以上)	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5 kw 以上)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)	4 織機(原動機を用いるものに限る。)
※5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45・以上) ロ アスファルトプラント(混練重量 200kg 以上)	5 コンクリートブロックマシン(定格出力の合計 2.95 kw 以上)、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計 10 kw 以上)
6 穀物用製粉機(ロール式、定格出力が 7.5 kw 以上)	
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(定格出力 2.25 kw 以上) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤(製材用: 定格出力 15kw 以上、木工用: 定格出力 2.25kw 以上) ホ 丸のこ盤(製材用: 定格出力 15kw 以上、木工用: 定格出力 2.25kw 以上) ヘ かなな盤(定格出力 2.25kw 以上)	6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(定格出力 2.2 kw 以上)
8 抄紙機	
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	7 印刷機械(定格出力 2.2 kw 以上)
	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、定格出力 30 kw 以上のものに限る。)
10 合成樹脂用射出成形機	9 合成樹脂用射出成形機
※11 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	※10 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等(施設によっては公害防止管理者等)の選任の必要があります。